

11月は児童虐待防止推進月間です

子どもへの虐待は犯罪です。テレビや新聞では痛ましい児童虐待事件を報道し、防止を呼びかけていますが、児童虐待件数はふえ続けています。このため来年から、親の体罰禁止を盛り込んだ法案が適用されることになりました。虐待防止について考えてみましょう。

虐待とは？

児童虐待には、下の4つの種類があります

性的虐待

子どもへの性的な行為、子どもに性的行為を見せる、子どもの性的な写真を撮るなど

身体的虐待

殴る、蹴る、たたく、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、不潔な部屋に住まわせる、車中への放置など

心理的虐待

言葉でおどす、無視をする、きょうだい間の差別、夫婦間の暴力を見せるなど

しつけと虐待の違いは？

しつけとは、社会のルールやマナーなど生きていくために必要なことを、子どもたちが

身につけられるよう、繰り返し働きかけることです。保護者がしつけのためと考えていても、その行為が子どもの身体や心を傷つけるものであれば、それは虐待になります。

体罰禁止が法定化されます

平成30年度中に全国212か所の児童相談所が、児童虐待相談として対応した件数は15万9850件で過去最多となりました。対前年比では119.5%の増加です。心理的虐待の相談対応件数と警察からの通告がふえていることが要因とされています。6月には、虐待件数の急増を踏まえ、親による体罰禁止を盛り込んだ「改正児童虐待防止法」と「改正児童福祉法」が成立しました。一部を除き、令和2年4月から適用され、親がしつけとして体罰を加えることを禁止します。

育児に不安や困りごとがある人、身近に心配な家庭がある人は

子どもなんでも相談

☎(55)2764

または、児童相談所

全国共通ダイヤル

189

にご連絡ください。



第5回静岡県子ども虐待防止 オレンジリボンたすきリレー 参加者募集中

と き / 11月9日(土)

出発セレモニー 9:00～

スタート 9:30～

ところ / 中央公園イベント広場(出発セレモニー、スタート地点)

内容 / 子ども虐待防止の象徴であるオレンジリボンをたすきに仕立て、中央公園～静岡県庁前までの9区間を走ります

対象 / 原則16歳以上で、1キロメートル6分程度で走れる人

子ども虐待防止
オレンジリボン運動



参加費 / 1,000円(ボランティア保険含む)
※当日スタートする区間の受付でお渡しください。参加者は実行委員会でボランティア保険に加入します。

申し込み / 10月18日(金)までに(土・日曜日、祝日は除く)、参加申込書(県社会福祉協議会ウェブサイトダウンロード可)に必要な事項を記入し、郵送またはFAXで〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県社会福祉協議会 松永・佐藤 方へ
☎054(254)5224 ☎054(251)7508

問い合わせ / 子ども家庭課

☎(55)2763 ☎(51)0247

fu-kokatei@div.city.fuji.shizuoka.jp